

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

開会前に総務課長から発言を求められておりますので、許可いたします。総務課長。

○総務課長選管事務局併任（能登谷英彦君）

皆さんおはようございます。

九月四日から五日にかけて台風二十一号が本県付近を通過いたしました。その被害状況、それから対応状況についてご報告いたします。

九月三日、台風の進路が青森県付近を通過するということが予想されましたので、十五時、臨時課長会議を開いて、九月四日の三時に災害配備基準の一号配備をします。また、自主避難所を二カ所設置する。それから警戒態勢を総務課、それから農政課、建設課で組むというようなことの内容を決めてございます。

警戒態勢ですけれども、九月四日の三時には一号配備を敷き、それぞれのポジションで対応してございます。

その結果、台風の被害ですけれども、最大瞬間風速が藤崎局でございますけれども、二十三時五十三分に二十八・八メートル、それから福館局では午前〇時十分に二十六・〇メートルという記録をしてございます。内容といたしましては、九時から三時にかけておよそ二十メートル前後の風が吹いたということでございます。

被害状況につきましては、翌朝六時に課長が集合し、八時十五分から町内の被害状況の調査をいたしました。九班の編成で行いました。人的被害は報告されてございません。建物被害ですけれども、住家にあつては屋根トタンの被害が四件、小破1件、非住家にあつては屋根トタンの被害が3件、小破が1件、公共施設では一部破損が1件、それから屋根トタンが1件、小破が3件という報告を受けてございます。一番大きかったものは公共施設のみどり団地2号棟の物置の屋根が飛んだということのほか、唐糸御前史跡公園の藤棚の支柱が三本倒れたというような軽微なものでございまし

た。

また、その他の被害といたしましては、北分署のほうで対応したものが矢沢、白子でそれぞれ倒木があって、対応していただいたと。また、横町では飛散物によって乗用車のガラスが割れた。こういったことが報告されてございます。

自主避難所のことですけれども、九月四日の午後三時に藤崎・常盤両老人福祉センターに設置して、それぞれ藤崎では十名の方、それから常盤老人福祉センターでは十名の方、計二十名の方が避難所にお越しいただきましたけれども、翌朝五時、または六時におさまったということでお帰りいただいております。

次に、農業被害でございます。農政課のほうで三班に分かれて、十五地区を調査いたしました。ひどいところでは唐糸地区、それから亀岡地区が八・三％の落下率、低いところでは一％前後ということで、平均いたしますと三・五四ということで、落下率のほうは五％未満というふうに承知してございます。水稻、それから花き、野菜、こういったものについての被害は報告されてございません。これを受けまして、九月五日の十二時に、一号配備を解除したという状況でございます。私のほうからは以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

次に学務課長から発言を求められております。学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

私のほうから、そうすれば、北海道胆振東部地震に伴う藤崎中央小学校の修学旅行による現地での状況について報告させていただきます。

昨日、北海道で震度七を観測する地震があり、土砂災害や家屋倒壊など、大きな被害が発生しているところがありますが、北海道には、本県のたくさんの小学校が修学旅行で滞在しております。当町の藤崎中央小学校の六先生の児童三十一名が学校長を含む引率の教諭四名と計三十五名が五日から二泊三日の修学旅行で北海道の函館市内に滞在している

ところでございます。

地震発生時には、児童、教師はホテルで就寝中でありましたが、ともにけがはなく、二日目のきのうは次の目的地のルスツリゾート、宿泊地の洞爺湖温泉には移動ができず、午前中はホテルで待機し、午後はチャーターバスに乗って市内を見物し、二日目も同じ湯の川温泉のホテルへ連泊いたしまして、食事等は旅行会社が手配したものを食べているというところでございます。

昨夜は、新幹線はまだ運休状態ということで、フェリーが一部運航しておりましたが、キャンセル待ちということで、深夜の行動は児童にも危険が伴うということから、本日朝からフェリーの順番待ちをいたしまして、新幹線の運行再開に向けて予約をしながら並行して対応して、早く決まったほうで帰るということでもあります。

教育委員会では、現地と学校、そして委員会と常に連絡をとりながら、情報収集や状況把握に努めまして、児童に不安を与えないよう配慮した対応をとりながら、保護者には三時間ごとにメール配信にて状況報告を行ってございまして、児童は若干疲れも見えますが、みんな落ち着いて行動し、ぐあいの悪い子はいないということでありました。

以上が北海道胆振東部地震に伴う藤崎中央小学校の修学旅行による現地での状況報告でございます。

第二日 平成三十年九月七日

開 議 午前十時〇七分

○議長（野呂日出男君）

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、二番五十嵐 忍君に一般質問を許します。二番五十嵐 忍君。

〔二番 五十嵐 忍君 登壇〕

○二番（五十嵐 忍君）

皆さん、おはようございます。議席番号二番五十嵐 忍でございます。平成三十年第三回議会定例会に当たり、通告に沿って防災について一般質問をいたします。

八月二十五日に、青森県消防学校で、消防団ポンプ操法県大会が開催されました。小型ポンプ操法に出場した選手は、町消防団員の中から選抜された六名で、五月ごろから走り込みから始まり、八十回以上の訓練を積んできました。夜六時半からの練習ということで、本人たちの努力はもとより、家族や職場の消防団活動への理解があってこそです。私も事前訓練を見ましたが、選手はまさにアスリートの体型になり、その機敏な動作に感動いたしました。残念ながら入賞は果たせませんでした。選手と関係各位には心から拍手を送りたいと思います。

さて、西日本豪雨以来、新聞紙上には連日防災に関する記事が掲載されています。消防団は地域防災の要ではありますが、いざ大規模災害となると、行政、町内会、ボランティア団体など、地域の総合力が問われることとなります。

そこで、防災について次の点を質問いたします。大雨、台風、地震など各地で自然災害が発生している中、町防災訓練は現状のままでよいのか。形骸化しているのではないのか。

藤崎地区洪水ハザードマップが毎戸に配布されたが、その活用はどうなっているのか。各家庭任せなのか。常盤地区洪水ハザードマップの進捗状況はどうなっているのか。

防災無線が聞き取りにくい地域について、町は把握しているのか。また、対策は講じているのか。

自主防災の組織化を進めるに当たって地域性は考慮されているのか。

避難行動要支援者対策はどうなっているのか。

以上、壇上からの私の一般質問といたします。

○議長（野呂日出男君）

二番五十嵐 忍君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

まず、皆さんおはようございます。一般質問にお答えする前に、先般の西日本の集中豪雨、ゲリラ豪雨、そしてまたこのたびの北海道での地震、多くの尊い人命が亡くなり、また、たくさんの方がみずからの家を失って、避難活動をしている。そのことに心を痛めているところでございます。議会初め、皆さんとともに一日も早い復旧復興を願うものであります。

それでは、五十嵐 忍議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、防災についての、イの各地で自然災害が発生している中、町防災訓練は現状のままでよいのか。形骸化しているのではないかについて、お答えいたします。

防災は日ごろからの備えが大切であり、万が一に備え、毎年町が主催して、防災訓練を実施しているところであります。訓練想定につきましては、藤崎町で最も起こり得る地震、そして風水害、火災を想定し、各種応急対策などが迅速かつ的確に行動できるよう体制の強化を目指しているところであります。

また、訓練参加団体をふやし、関係機関との情報伝達や連携した役割分担が行えるよう、訓練内容の充実を図っているところでもあります。

さらに、今年度はより多くの参加者に一つ一つの訓練内容の重要性を理解していただくため、みずからの目で見ると、また体感していただくことを重点に実施しております。いざ災害が発生した際には、住民一人一人の行動が最も大切であり、公助にも限界があるということ意識しつつ、自分の命は自分で守る。自分たちの地域は自分たちで守るという自

助、共助の防災、減災意識を共有することが重要でありますので、町内会、自主防災組織を巻き込んだ住民参加型の訓練にも取り組んでいるところであります。

今後も考え得る全ての災害想定を考慮し、より多くの住民を巻き込みつつ、避難所開設訓練など、より実践的な訓練にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ロの藤崎地区洪水ハザードマップが毎戸に配布されたが、その活用はどうなっているのか。各家庭任せなののかについてであります。新しいデータをもとにした藤崎地区洪水ハザードマップにつきましては、町広報紙五月号と一緒に藤崎地区の毎戸に配布しました。

まず、その活用につきましては、お住まいの地域が堤防の決壊などにより、どの程度浸水するかについてご確認いただき、各家庭における日ごろの備えについて、家族で話し合うなど、防災意識の高揚に役立てていきたいと考えております。

また、ハザードマップの見方や活用方法等につきましては、要請のあった町内会に対し、町会単位の防災訓練の際などに防災担当者が出向き、説明を行うなどの対応を行っております。

なお、近年のさまざまな水害により、洪水ハザードマップに対する重要性が改めて認識されていることから、お住まいの各地域の特性を理解しやすいよう、ハザードマップを活用した図上訓練などの研修会も検討しているところであります。

次に、ハの常盤地区洪水ハザードマップの進捗状況はどうなっているのかについてであります。青森県の管理河川である十川、浪岡川における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の作成が、平成二十九年度から着手され、今年度公表される見込みとなっております。現段階では、県からの情報提供を待っている状況であり、洪水ハザードマップの作成が円滑に行えるよう、情報が入り次第、速やかに着手する予定としております。

次に、二の防災無線が聞き取りにくい地域について、町は把握しているのか。また、対策を講じているのかについてお答えいたします。

防災無線が聞き取りにくいという苦情は、これまで数件寄せられたことがあり、その都度、音量の調整やスピーカーの向きの調整などを行い、対策を講じてきたところであります。現在は、町内全域を網羅しているものと考えておりますが、今後も問い合わせなどに対応し、調整等を行ってまいりたいと考えております。

なお、災害予報や減災対策などの重要な情報の確認ができるよう、放送した直近の内容につきましては、電話にて確認できるほか、確認方法については、町のホームページなどでもご案内しているところでもあります。

次に、ホの自主防災組織を進めるに当たって地域性は考慮されているのかについてであります。災害時における共助力は地域にとって必要不可欠な力であることから、現在、自主防災組織の設立に向けて、総力を挙げて取り組んでいるところでもあります。

また、設立に向けては、災害時における迅速かつ円滑な対応ができるよう各地域の実情を十分考慮しながら、地域の代表者と協議を重ねつつ、地域に見合った組織化が図られるよう支援しているところでもあります。

次に、への避難行動要支援者対策はどうなっているのか。についてであります。避難行動要支援者に係る対策は、町地域防災計画において、予防対策及び応急対策をそれぞれ定めております。まず、予防対策としては、避難行動要支援者名簿の作成や、情報共有による実態把握、地域の共助力向上対策の実施などを。応急対策については、自主防災組織や消防団などの協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の情報に基づく非難支援などを実施することとしております。

なお、避難行動要支援者名簿は、近隣の人がお互いに安否確認などを行うことにより、被害を最小限に食い止めた過去の大規模災害の例を踏まえ、改正された災害対策基本法に基づき、先般整備したものであります。これを踏まえ、昨年十一月に町内会や消防団などの避難支援関係者に避難行動要支援者に対する取り組みについての趣旨説明と協力をお願い

いしたところ、これまで十六団体から支援する旨の回答をいただき、名簿を提供させていただいたところであります。当町は、比較的災害の少ない地域であります。想定外な災害が頻発する昨今、何よりも大切な人命を守るために、今後も引き続き町内会を初め、関係機関と連携を強化しつつ避難行動要支援者対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

二番五十嵐 忍君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより二番五十嵐 忍君に再質問を許します。二番五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

それでは、まず町の防災訓練について再質問いたします。

今定例会の初日に、研修報告もいたしました。総務産業常任委員会では、三重県紀宝町で、防災に関することについての研修を行いました。紀宝町というのは、過去に人的被害を含めまして大きな災害に遭った町でありまして、非常に防災に関して、そのときの反省から先進的なことに取り組んでいる非常に防災に力を入れている町でございます。そのときの研修の中で、私たち委員の一人が、向こうの担当課長に次のような質問をいたしました。「町で一斉の防災訓練はやっているのか」。そしたら、その担当課長は「やっていない」と。一斉の防災訓練はイベント化するから、それぞれの組織、団体ごとに行っているというお話でした。私は、これを聞いて、まさに藤崎町の今の防災訓練の現状がイベント化しているのではないかと思いました。この点について、向こうの担当課長の言葉を総務課長、どのように受けとめますか。

○議長（野呂日出男君）



町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

議員の皆さんが、両委員会が合同していわゆる縁ある、ゆかりのある三重県紀宝町にお訪ねして、まずは防災、そして地方創生、そして教育、産業とか、さまざまな勉強をしてきたところでもございます。先般、開会日に両委員長から報告を受け、いいタイミングですばらしい研修をしてきたなど。まず、そのことは力強く思っているところでもございます。

ただ、私は町の防災訓練というのは、さまざまな関係する団体が一堂に会して消防団はもちろんのこと、最近では自衛隊の三中隊からの合同訓練など、さまざまな訓練をしているところでもございます。全国各地で、至るところでいわゆる自然災害が生まれ出してきた、非常に心も痛んでおりますけれども、まずは年に一回、形骸化しているという言い方は、私はふさわしくないと、そう思っております。五十嵐議員は確かにそう思っているかもしれませんが、それはしっかりやって、自主防災組織の中で、町内単位でまた細かい防災訓練もしているところでもございます。今後は、自主防災組織の組織を数多く各町内、あるいはちょっとした広域化した三町村ぐらいの一体でつくるとか、そういう行政指導も連携しながら、各地域との連携をして、細かいまた実務的な防災訓練も数多くしていければいいのかなど、そう思っております。

いずれにしましても、年一回の防災訓練はさまざまな機関を集めて、それは継続していきます。ただ、小さい防災組織の単位ごとでは、それまたつくることにも努力しますが、地域の住民がこぞってその防災意識を高めるための小さい防災訓練もいろいろな角度から研究して実施していきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

年に一回一堂に会して、そして一斉に同じ日でも、もっとこう防災について知識や技術を学べる場になればいいんじゃないかなと思うんですが、今はシナリオに沿った、ある種、劇といたしますか、出番まではほとんど待機している状態、待機している時間が非常に長いんですが、せっかく専門性を持った消防士や救急救命士、あるいは保健師などが出ているわけですから、その方々から住民が防災についての知識、技術を学び、習得できる場になってもいいのではないかと思います、それが本当の住民参加型だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

さまざまな考え方があると思います。町が主催して行う防災訓練と今のように専門的な知識を学ぶ機会を設けるいわゆる講習会的なことも必要だと思います。防災訓練は防災訓練として行いながら、またそういうもので強化していきながら、防災力を高めていくことにこれからも努めてまいれたらというふうに考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

大勢の人の貴重な時間、労力、そして費用をかけているわけですからぜひその実効性がある学びの場に、毎年参加することによって少しでも知識、技術が積み重なるような、そういう防災訓練にしていきたいと思います。

それでは、藤崎地区の洪水ハザードマップについてお聞きします。平成二十八年十月に青森県自主防災体験研集会在藤崎町の文化センターで行われました。このときは各町内会長、そして消防団員、あと町民の希望者でしょうか、一般の

方もいらして、各町内会ごとに、私であれば西豊田二丁目と三丁目がグループをつくって非常に実践的な体験をいたしました。そのときに、講師の先生が「ハザードマップを配るだけでは広報であって啓発ではない」と、こういう話をされていました。その講習があつてからの藤崎地区洪水ハザードマップなので、私は大変その活用に期待をしていました。五月一日号の広報ふじさきと一緒に配布されたわけですが、その事前に何かないのか、あるいはそれが配布されてからも何かその活用、町のほうで活用するための何かないのかと、非常に心待ちにしておりましたが、余りそれがなく今日に至ったような気がいたしますが、その講習会には当時の総務課防災係、そして福祉課の福祉係の職員の方も傍聴していたかと思いますが、そういう研修があつた後に、活用の仕方についての課のほうでの検討はどういうふうになされているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君君）

青森県が主催して、県の防災アドバイザーの瀧本氏を講師に招いて、その日の午後には各町内集めたんですけども、その午前に、実は職員を集めて講習を行いました。いわゆる職員がその防災にどういうふうな気持ちで立ち向かうのか、既に防災対策本部を立ち上げないと住民を救えないんだと。あなたは役場に、本部に何分かかって来られますか。歩いたら何分ですか。車なら何分ですか。もし、道路がだめだったら何分ですかというふうなことを受けて、私達も道路はいつも通っている。車でいつでも来られるというような役場への駆けつけるものにいざとなったときには役に立たないということを学びました。私たちが集まって対策会議を開かないと、現地の人を救済できないんだということの使命も味わいました。そういうことは職員の間でも防災に対する取り組みとして共有している内容でございます。今後もそういったことでの意識を持ちながら、いろいろな機会を得て深めていくという覚悟でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

そのときの体験研修では各町内会ごとにグループをつくりまして、自分たちの地域の地図を前にして、シールを貼っていくんですが、例えばその災害時に多目的に使えるような広場、公園、運動場、駐車場には緑色のシールを貼るとか、あるいは河川、用水路、ため池、海岸線を青色の線でなぞるとか、公的避難所にまたシールを貼るとか、そのほか自分たちの視点で見た災害時に役に立つ防災資源、井戸、病院、コンビニ、薬局、ホームセンター、そういうものにまたシールを貼るとか、非常に具体的な作業を通して自分たちが住んでいる地域がどういう状況にあるのかが非常に勉強になりました。今後、各町内会に説明するとか、あるいは住民参加型の講習をするとかというお話でしたので、ぜひそういうふうにより具体的、実践的な講習になればと思います。

続いて、今回の藤崎地区洪水ハザードマップには、これは確認ですけれども、柏木堰地区の十川の影響は加味されているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

藤崎地区洪水ハザードマップは、国交省が作成したものをデータとして受けてございます。これを受けて、県も浪岡川と十川の水系を図面に落とすというようなことの作業を今行っておりますけれども、これは局地的なものではなくて、衛星からばっと落とすときに、全体では百年に一度の雨が降ったときの想定をもとに落としていますので、平川、浅瀬石川、岩木川だけではなくて、実は十川、浪岡川も入っているということになっておりますけれども、詳しくは青森県

でつくるデータが加味されていないということです。全体のデータのもととなっているものは同じですので、加味されているとは思いますが、県の作成した図面を見なければずれがあるかどうかというのは、ちょっと私どもではわかりません。ただ、全体的には津軽地方に降った雨でできているという国交省の図面が元データですので、およそこの状態で柏木堰地区もそのような水位になるのではないかという予想でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

そうしますと、常盤地区の洪水ハザードマップができて、初めて柏木堰地区もその十川、浪岡川の影響も含めたハザードマップになるということで、若干変わるかもしれないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

そのように私は理解してございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

続いて、防災無線についてお尋ねします。防災無線の聞き取りにくい地域については、苦情があればその都度対応しているという先ほどの答弁でしたが、聞こえ方の調査、アンケートといたしますか、そういうものはしたことがないのでしょうか。町全体にということです。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

この防災無線は、合併時速やかに整備を行ったものでございまして、設置されてからおよそ十年以上経過しているということで、慣例的に放送されておりますので、場所によっては聞こえにくいということがあれば、直ちにその場所を調査して、対応してまいりたいというふうに考えてございます。アンケートについては、今まで行ったことはございません。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

聞こえないと、聞かなくなるんですよ。人間の心理として。今、定時の放送、午前は十一時半ですか。午後五時半に放送していますが、定時の放送はほとんど行事の告知なんです。行事の告知については、ほかにも手段があると思うんですが、定時放送を防災無線でやる必要性についてどういうふうにお考えですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

防災無線が鳴らないということは、災害、または緊急に連絡することがないということで、平穏な日々なのかもわかりませんが、そうなりますと、防災無線が本当に通じているのか、実際その地区で発生されているのかというようなことがわからないものですから、そういう点では、月々、またはチャイム等で時々チャイムが鳴らないよと、行って

みますと、子局のバッテリーがオーバーヒートしていたと。経年劣化で使えなくなっていたというようなことで直ちにかえるということで、日々の整備のためにも必要だというふうに考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

防災無線が実際に聞こえるかどうかは、チャイムでわかると思うんですが、私自身、定時の放送は行事の告知等なのでそんなに重要性の低いことを言っているのかなと思って、聞き流すときがあるんですが、不定時のときは、何だろうと思って、窓をあけてよく聞きます。そういうふうに何だろうと、何が起きているんだろうと思わせないと防災無線としての役割が果たせないと思いますので、オオカミ少年のような話にならないように「オオカミが来る来る」と言って、結果本当にオオカミが来たときは誰も逃げなかったという、そういうことにならないような対応をお願いしたいと思います。

ちょっと関連ですが、避難所開設等の役割を担うことになると思いますが、防災士の育成については、どういうふうに現状なっているのかお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

自主防災組織を設置させるために、町で要綱を設置してございます。ただ、組織だけでは不十分というふうに考えて防災士を育成するための補助金交付もあわせて実施しているところでございます。いわゆる防災組織だけではなくて、それに人も加わってと、両輪として地域の中心となってもらえる人を育成するよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

今回の北海道の地震を見ましても、避難所の開設ということが、あるいは開設、運営が非常に重要になるわけですし、私たち毎年防災訓練に参加していますが、避難するところまではやっていますけれども、実際避難所がどういうふうになるのかと、そういうところまでは訓練したことが私にはございません。今後そういうことも先ほどの答弁の中でありましたけれども、避難所運営についての力を入れてほしいなと思います。

それでは、続きまして、避難行動要支援者対策についてお聞きします。この支援について福祉課から昨年、町内会のほうへ依頼といたしますか、それがあったんですが、この趣旨は非常によくわかります。昨今本当に大雨、台風、地震等の自然災害が大変多くて、やはり自助、共助、公助、それらが本当に大切だと思います。しかしながら、クリアする課題が非常に多いといたしますか、それによってまだ二の足を踏んでいる町内会もあるかと思うんですが、ちょっと私の手元にあるその支援についての町内会長へのアンケートがあるんですが、さっき町長の答弁の中でも、支援すると答えた団体が、町内会が十六とありましたが、その町内会の中には検討中十六、そして未定七、そのほか支援できないとか、未提出もあるわけですが、私はこの検討中とか、未定だということに今回の課題があると思うのですが、そのアンケートに書かれている内容、あるいは説明会での質問事項等についてどういう課題が今浮き彫りにされているのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。



○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。今お話のございました今年の十一月に町内会長さんや消防団、民生委員の方々にお集まりいただいて、ご説明した際に、まずあったご質問としては、今、五十嵐議員もおっしゃった趣旨はよくわかりますと。ただ、実際にそれぞれの地区に対象者がどれくらいいるのかもわからなければ、協議といいますか、支援できる、できないという話し合いもできないというご質問があったと聞いてございます。それに対して、お名前だけの、お名前と住所だけだったと思いますが、それぞれの地区にはこういう方々がいらっしゃいますというふうな情報提供をさせていただくと同時に、支援できる、できない。あるいは検討、未定というアンケートも実施させていただいたところがございます。その中で、支援できないというふうに回答をいただいた町内会が二件ございますが、その書かれていた理由としては、自助優先であり、対応できないと思われるというふうなご意見、あるいは検討中という町内会さんが十六団体ございましたが、その中の主な理由といたしましては、情報が少なく判断材料がない。あるいは町全体の取組内容が明確でない。それから自主防災組織体制ができていないからと、このようなご意見が書かれてございました。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

今、検討中の町内会のその理由として、情報少ないとか、あるいは判断材料がないとか、自主防がないのでなかなか対応ができないとかというお話でしたが、この町内会への依頼を見ますと、何か国から来たものをそのまま町が町内会等におろしてきた印象といいますか、結果その現場である支援をしなければならない町内会、それを決めなければならないところが非常に混乱しているという状況だと思います。ぜひ、もっと詳しい活動の指針を今後示してほしいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。ご指摘のとおり、名簿は提供させていただきましたが、じゃあ具体的にいつ、どのような場面で、誰が何をするのかと。これは一つは平常時、もう一つは災害発生時と、こういうそれぞれの場面で各町内会さんが実際にどのような行動をとればいいのかというところが国から示されたガイドライン上のものをある意味漠然としたところもあるかと思えます。そうではなくて、それぞれの地域の実情に合った対応、これをマニュアルとして示させていただきたいというふうに現在その作成に努めているところでございます。また、それぞれ提供させていただいた名簿、頻繁に異動もございます。そういうふうな名簿の把握、実態把握をつまびらかに努めながらその更新したデータも差し上げるような形でこれから進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

今課長がおっしゃったことが、いつ、誰が、何をというものが、まさに私たちが研修してきた紀宝町のタイムライン、行動マニュアルにも匹敵するかと思うのですが、例えば避難準備、勧告、指示、とこうありますけれども、そのどの段階で支援しなければならないのか。避難準備高齢者等避難開始であれば、声がけすることはできますが、自分が避難しなければならない避難勧告や、避難指示になっても支援しなければならないということであれば、責任感が強い人ほど自分の身を差し置いてでも支援しようとするにもつながっていくかもしれませんので、そここのところの線引きをきちんと町のほうでしていただいて、そしてそれを町内会におろしていただきたいと思えます。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

地球は生きているものですから、もう環境の温暖化とかの影響等で非常に世界各地で自然環境が崩壊しつつあります。また、我々のふるさと日本も四大プレートに隆起した列島で、地震列島、あるいは太平洋に面しているから、いわゆる台風とか、いろいろ非常に災害の多い国も日本であります。その中において、青森県、ここ津軽は非常に雪国で雪は深いけれども、地震もあるいはいわゆる津波とか、海も山も面していないここ藤崎では、町民一人一人がやっぱり多少平穏な地にいるから、防災意識が高まらないというのも現状かと、そう思っています。しかしそこで甘んじていれば、防災、減災というような大きなテーマの中ではなかなか進まないの、私は就任当時から、いわゆる総務課の防災係、あるいは福祉課の高齢者等をネットワークして図面に落とせと。ひとり暮らしで一番命が危険な人には赤とか、そういうことでずっと指摘してきたところでもございます。ただ、それがまだ完結していないのが現状でして、今関係するいわゆる横の連携をもっともっと強化して、そして町内会だけに頼ることはなかなか難しいだろうと。町内会には民生委員もあれば、あるいは消防団員もあります。ですから、総ぐるみでその防災の意識を高めて、自主防災組織を四十八町内会に全てつくれば、いざ有事の際には必要最小限の被害でとどめることができるというのが、これは全国の例にありますので、一日も早くそういう意識を持って、全町挙げて、町民、そしてまた町内会、あるいは消防団、関係する機関に働きかけて防災力、減災力を強化していきたいと、そう思っています。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

それでは、あと一言申し上げて再質問を終わりたいと思います。昨年の七月に行いました議員と町民が語る会において、ある年配の方、高齢の方ですが、こういうふうにおっしゃっておいりました。「町民に河川災害が身近な災害であることを認識するよう働きかけていくことが必要である」と。私もまさに同感であります。今の堤防になってからはそういうことが余りないので、皆さん危機意識が低くなっていると思うんですが、昔はしょっちゅう水が上がって、館川あたりだと床下、床上、いつもこう親戚のところを畳起こしに手伝いにいったり、あるいはおにぎりを差し入れたりというようなことがありました。そういうことがないと、だんだん町民の方もそういう意識を忘れていく、意識が低くなっていくと思いますので、ぜひさつき町長もおっしゃっていましたが、意識を高めていく働きかけをしていただきたいと思います。国土交通省では近年のこの激しい雨の降り方を新たなステージに入ったと呼んでいます。我々町民はそういうことを知る努力を怠ってはいけないし、行政のほうは町民にそれを知らせる努力を怠ってはいけないと私は思います。

以上で私からの再質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

これで二番五十嵐 忍君の一般質問は終了いたしました。

次に、三番奈良完治君に一般質問を許します。三番奈良完治君。

〔三番奈良完治君 登壇〕

○三番（奈良完治君）

おはようございます。議席番号三番、奈良完治です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成三十年第三回定例会での町政に対する一般質問をさせていただきます。

さて、六月の第二回定例会以来、町で催した主な行事に目を向けてみれば、第七回ふじワングランプリ、ねふたまつり、そしてフィナーレを飾った第四十九回津軽花火大会と、天候に恵まれ、多くの町民が楽しみ、過ぎ行く夏を満喫したの

ではないでしょうか。ただ、地球温暖化のせいなのか、本年も暑い夏を体験し、また台風が発生が九月三日現在で二十一個と非常に稀に見る多さが報道されている昨今ではないでしょうか。特にことしは太平洋高気圧の勢力が強いせいか、気象関係者を悩ませた台風の進路予想の複雑怪奇さは目を見張るものがあったように思います。以前とは違い台風が発生の多さ、複雑な進路に地球温暖化の影響が今から出始めているのではないかと少し背筋が寒くなることを覚えるきょうこのごろです。

リンゴは北海道が主力産地となり、青森県は桃や梨、ミカン、そしてパイナップル、バナナの生産地になっていくのではないかと町内の会合などでお酒が入ると、冗談とも本音ともとれる議論がなされています。私は冗談で終わってほしいとその話になるといつも思っています。ただし、それはそれで環境が変われば、環境に合わせた産業構造に移行していくのは歴史が証明しており、そろそろ地球温暖化に向けた青森県の農業を考えていく時期に来ているように思います。

そこで、主力産業であるリンゴ産業に目を向けさせていただきます。

平成二十八年に、黒星病の大発生がありました。去年は下火となりましたが、ことしは平成二十八年より深刻な事態となっています。私たち生産者は防除暦、そして営農指導をその都度受けて、薬剤散布をしてきました。特にことしはリンゴ研究所の、子のう胞子飛散情報をもとに、降雨前に薬剤散布をしてきましたが、それにもかかわらず大発生している状況です。新聞紙上で紹介されていますが、津軽地方の議会、私たち藤崎町議会も市町村長への対策を要望しているところです。

そこで、お尋ねいたします。当町は、国、県に働きかけて、田舎館村などで実施されている薬剤などへの助成を検討しているのかをお聞きいたします。

また、青森県には青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例があるが、この条例に基づいて県は指導的立場をとっているのか疑問があるが、町としての見解はどのようなものかをお尋ねいたします。

次に、平成三十一年三月閉校予定の弘前実業高等学校藤崎校舎についてお尋ねいたします。

平成二十九年第二回定例会でも質問していますが、現実的に来年の三月に閉校になるわけですので、具体的な話をお聞きいたします。

一つ目は、閉校に伴い校地、校舎、そして他施設の県との売却、譲渡などの具体的な協議内容をお知らせください。

二つ目は、町としての具体的な活用方法などをお聞きいたします。

今、この原稿を作成している最中、台風二十一号の本県への来襲が防災無線から放送されています。何事もないことを今は祈るばかりです。

それでは、平成三十年七月西日本豪雨に関連した質問をさせていただきます。

七月六日から七日にかけて西日本を襲った豪雨は死者二百二十五人、行方不明者十一人、住宅全半壊一万七百九十三棟、床下浸水三万三千二百六十五棟という大災害になってしまいました。その中で、死者、行方不明者の多くは土石流災害、そして川の堤防決壊による浸水被害のようでした。いろいろな悪い気象条件が重なり、想定外の大被害になったわけですが、藤崎町では土石流災害は考えづらいので、堤防決壊による洪水災害について西日本豪雨を検証しながら質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、一つ目に、藤崎地区にはハザードマップが毎戸配布されていますが、常盤地区のハザードマップは更新されたのか。また、今回の西日本豪雨を鑑み、藤崎地区のハザードマップを再検証するつもりはあるのか。

二つ目は、藤崎地区にはハザードマップが配布されているが、地域住民へのフィードバックはなされているのか。

三つ目に、舟場地区から下町地区にかけての平川の堤防の点検と万が一の堤防破壊条件を国交省と協議はしているのか。

そして終わりに、西日本豪雨でも問題視されている河川流域住民への避難に対する認識をどのように高めていくつもりなのかをお尋ねいたしまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

三番奈良完治君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良完治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、農業問題についてのイのリンゴ黒星病まん延問題についての国、県に働きかけ薬剤等の助成は検討しているのかについてお答えいたします。

本年の黒星病は、E B I 剤耐性菌の発生が確認され、また、菌密度の高まりにより、十八年ぶりとなる黒星病発生予察注意報が発表されるなど、黒星病の被害が津軽地域全体に及んでおります。このようなリンゴ産業の危機的状況を鑑み、町では関係市町村と連携して、七月五日に青森県、七月十七日には農林水産省に対して新規薬剤の早期開発、発生予察や効果的な防除体制の確立などについて早期の対策と解決を求める要望書を提出してまいりました。現在、関係機関による防除暦の見直しが行われておりますが、より効果的な黒星病撲滅対策としては、広域的な取り組みが必要であると考えておりますので、薬剤等の助成につきましては、来春に向けた特別散布に対して、周辺市町村と情報を共有しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例についてであります。この条例は県が昭和四十七年に制定したもので、黒星病またはふらん病がまん延し、リンゴ生産に重大な影響を与えるおそれがあると知事が認めた場合に、防除勧告、命令などを行うことができると規定しております。町といたしましては、この条例の趣旨及び目的等を鑑み、毎年共防連及び農協などと連携をとりつつ、リンゴふらん病撲滅一斉点検を実施しており、また、黒星病の温床となり得る粗放園に対しても適正な管理をお願いしているところであります。

次に、行政運営についてのイの平成三十一年閉校予定の弘前実業高校藤崎校舎についての閉校に伴う校地、校舎、園地、その他施設の今後を県と協議しているのかと、町としての活用方法を持ち合わせているのかについては、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

弘前実業高校藤崎校舎は、昭和二十三年に藤崎町が設置した黒石高校藤崎分校に始まり、その後、幾度かの名称変更を行いながら、昭和四十七年に設置者を町から県に変更いたしました。その後、近年の急激な生徒数の減少を受け、先般策定された県立高校再編計画において、平成三十一年三月末の閉校が決定いたしました。これまで数多くのリンゴ農家を育て、リンゴ王国青森県を下支えしてきた同校が閉校されることは、今でも断腸の思いであります。

また、学校の資産につきましては、県の所有となっていることから、町として活用するためには、将来の利用計画を検討する必要があり、現在役場関係課による跡地活用の検討会議を設置し、これまでの学校機能を生かしながら、活用できる方法を模索しているところであります。

設置者が町から県に移る際に、学校用地を町が寄附した経緯もあり、県と町双方がともに最良の方法となるよう現在協議を重ねているところであります。私の思いとしては、全国唯一のりんご科を有する高校として長きにわたりリンゴづくりへの思いと技術を伝え、リンゴ産業の発展に寄与してきた同校の歴史を後世に伝えていかなければならないと考えております。

次に、防災問題についてのイの平成三十年七月西日本豪雨を検証しながらの常盤地区のハザードマップが更新なされたか、また西日本豪雨を鑑み藤崎地区のハザードマップも再度検証してはどうかと、藤崎地区はハザードマップが配布されているが、地域住民へフィードバックなされているのかについては、関連がございますのであわせてお答えいたします。先ほど五十嵐議員の質問でもお答えいたしました。今年度青森県から十川、浪岡川の洪水浸水想定区域図が公表される予定となっており、その情報を得て作成することとしておりますので、県からの情報が入り次第、速やかに常盤



地区の洪水ハザードマップ作成作業に着手いたします。

また、藤崎地区ハザードマップの再検証につきましては、岩木川水系の浸水想定区域及び想定される水深等のデータが見直され、堤防が決壊し、最大規模の浸水となった場合には、ほぼ全域の浸水も想定される結果となっておりますが、国土交通省からの最新の情報により作成されているため、より精度の高いものとなっていると考えております。

また、地域住民へのフィードバックにつきましても、町会単位で行っている防災訓練等において、ハザードマップの活用に関する防災担当者の説明を今後も継続していくとともに、図上訓練などの研修会を開催し、いざというときに備える防災意識の啓発に努め、水害の際に落ち着いて行動できるよう周知してまいりたいと考えております。

次に、舟場から下町にかけての平川の堤防の点検と万が一の破壊条件を国交省と協議等はしているのかについてであります。平川の堤防点検につきましては、毎年出水期の前に岩木川水系重要水防箇所合同巡視として国土交通省、県関係市町村及び地元消防団の参加により、堤防の点検を実施しております。この合同巡視における当町での危険箇所は、平川右岸の白鳥ふれあい広場から藤崎橋までの区間となっており、国土交通省の対策として五所川原頭首工上流付近に危機管理型水位計を年度内に設置する予定としております。

岩木川水系では、平成二十五年九月の台風十八号による豪雨が発生し、氾濫危険水位を超え、岩木川左岸で床上、床下浸水が多数発生いたしました。このため、平成二十八年五月、国土交通省、青森県、関係市町村及び関係機関による岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会を設置しており、減災対策について意見交換しながら、氾濫被害の最小化を目標に取り組んでいるところであります。

次に、西日本豪雨でも問題になっているが、流域住民の避難に対する認識をどのように高めていくつもりかについてありますが、西日本を襲った豪雨は、洪水や崖崩れを起こし、二百人以上の方が亡くなり、数十名が行方不明という大被害となりました。中でも倉敷市真備地区の被害が最も大きく、四分の一以上が浸水、水の深さは最大四・八メートル

にまで及んでいます。テレビなどの報道を見ますと、真備地区においてもハザードマップが作成され、その大部分が浸水想定区域として色づけされておりました。実際に浸水した区域はほぼハザードマップと一致しており、当町とも似た地形であることから、その光景を重ね合わせた方も多かったと思われます。平常時にはいざというときのための対策を考え、正しい防災知識を得ること。また、災害発生時には、公的支援が到着するまでの間の被害拡大を軽減する活動が非常に有効であると考えておりますが、これらの活動については、地域住民の主体的かつ積極的な活動が重要であり、自主防災組織の役割はますます大きくなるものと考えております。今後も自主防災組織の結成と活動について継続的に支援しつつ、地域防災のリーダーとなる防災士の育成にも力を注いでまいりたいと考えております。

以上、奈良議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

三番奈良完治君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより三番奈良完治君に再質問を許します。三番奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

初めに、この農業問題について再質問をさせていただきます。田舎館村、板柳町などは助成を実施、もうされているわけですし、五所川原市も十アール当たり七百円、薬剤購入費の約三分の一の助成を補正予算に提案しているようです。また、ごしょつがる農協と共同で黒星病の被害果を収集処分した農家支援事業で四百七十三件、五十四・七トン処分したとも報告なされています。先ほど来春に向けた特別散布に対して周辺市町村と情報を共有しながら、検討とのお答えですが、既に一般的な防除は終了しており、無袋栽培農家、私も含めてですが、実施する特別散布も九月の十五日ごろに迫っています。助成決定が早ければ、有袋栽培農家も殺菌剤散布を実施する可能性もあると思っておりますが、町としての決定を早くなさるおつもりがあるのかないのかをお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

奈良議員もリンゴづくりをしまして、私もリンゴ農家でございます。平成二十八年度からこの黒星病は春先の雪解けが早く、平均気温が低いままの開花となり、おとし、去年、そしてことしということで、懸命な農家の自助努力しながらでも、あるいは散布期間を短くしてでも、大発生したところでもございます。よって、何が原因かというところ、その黒星病に効き目のない薬剤散布を去年のあたりしてきたと。それでことしはE B I 剤も削除して、またちょっとでも防止する薬剤をして抑えたつもりが、やっぱり気候には勝てなかったということで、五月の十八、十九日の二日間の集中の雨で大発生したところでもございます。私はこれを受けて、五月の連休明けには一番のここ近隣市町村での面積が多いのは、やっぱり弘前市であって、櫻田 宏新市長に広域でこれは県、国に陳情して、一日も早い効果てきめんな薬剤を開発するべきの陳情をいち早くするべきだということで、先般行ってきたところでもございます。農水省の上月政務官は「皆さんの事情は察知してわかっていると。一日も早い開発、メーカーにも急がせるし、試験的なその実証試験もできる限り早い回数でクリアできるように農水省としても万全を尽くす」というような回答も得たところでもございます。ただ、薬剤散布の補助というのは、これは黒星病に限らず、例えばこれから発生するであろう斑点落葉病でも、その都度その都度行政がてこ入れしては、町の財政を残念ながら蝕んでしまいます。私は、自然災害、例えば台風とか、地震とか、そういうときはいち早く近隣市町村に声をかけて、平成二十五年の九月の十六日の台風十八号の際も、私が音頭をとって農薬助成という声かけして、近隣市町村が大体平準化した農薬助成をしたところでもございます。ただ、今回は、西目屋が一番先、次に田舎館、その薬剤散布の補助という話を出してきましたけれども、私はしたいことはやまやまです。被害を受けている農家を少しでも元気をつけたいということで薬剤散布の補助、これはしたいのはやまや

まです。ただ、町全体の財政を考えるとときに、来春の特別散布、これは少しでもリンゴ農家に元気を喚起するために近隣市町村と音頭をとって、知らしめて、一緒にできないかということでは考えておりますが、ことしの救済策は今のところ残念ながらできないような財政状況であるということで議員各位の皆さんにも理解していただきたいと、そう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

来春の特別散布を考えていただけるとのことですが、ありがとうございます。平成二十八年第三回の定例会でも再質問しているんですけども、平成二十七年、二十八年と続いた黒星病のまん延は、今回とは違うように思います。というのは、黒星病に先ほど町長がおっしゃったストロビルリン系の殺菌剤に抵抗性ができているとの報道、報告があり、生産者の努力以外のところにも原因があるようにも思います。特に新薬開発においても、許認可制度の中でも早くても三年以上はかかるのではないかと言われています。やはりそうなると、今使用している殺菌剤の使用を続けていくしかないように思います。当然散布回数もふえると思います。

そこで、町の三年でも四年でも中長期的に薬剤助成を望むところですが、町としてのお考えはどうでしょうか。町長、先ほどおっしゃっていますので、この質問に対しては農政課長のほうからのお答えをいただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、町としましては、薬剤散布に係る経費の助成を検討

する前に、黒星病に絶対的な効果がある薬剤や防除体系の確立が先決であると考えております。そこで、他市町村や関係機関とともに、県、国に対して早期の新規薬剤の開発と登録や、効果的な防除体制の確立などについて要望をしているところでございます。

ただ、来春に向けた薬剤費等の助成につきましては、周辺市町村と情報を共有しながら、検討をいたしたいと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

私には求めているけれども、ちょっと登壇での答弁の中で、七月の五日に青森県にちょっと陳情してきました。これは高谷農林部長を初め、次長、そしてリーダーの皆さんが5人も同席して近隣市町村から行った我々にいろいろお応えしてきたところでもございます。私はこのときに、こういうフリートークの中でこういう発言をさせていただきました。「部長、三年前の二年前の話をして、これは部長の責任問題にもならないかもしれませんが、あなたはそのときに、油川部長、あるいは一戸農林部長の下にいて仕事をしたんですよね。二年前から予知されたことじゃないんですかと、このことはと。あのときに県であげて農水省に陳情したら、その研究の開発は進んだかもしれないと。ただ、それはここで問いかけはしておくけれども、責任追及はしませんよ」というような話もさせてきたところでもございます。よって、何が大事だということは、敏感になって大事件になる前に、察知して速やかに対策を練るとというのが一番の大事なことであって、私は県の対応がおくれたのかなとそう思っているところでもございます。これはマスコミの皆さんもいたので、そこだけは何とか活字にしないようお願いしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

町長の発言に援護射撃いたします。青森県りんご黒星病及びふらん病まん延防止条例、この条例は第一条は目的、第二条はりんご生産者の責務、第三条は県の施策、第四条は知事による防除勧告、第五条は知事による防除命令、第六条は立入検査、第七条は通報義務、問題の第八条は県による助成、第九条は適用除外、第十条は罰則、第十一条は施行事項で成り立っていますが、藤崎町において第四条防除勧告、第五条防除命令、第六条立入検査、第十条の罰則などを受けた事例はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

当町ではございません。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

それでは引き続きこの第三条に、県は黒星病及びふらん病まん延防止に総合的な施策を策定し、これを実施するものがあるが、私には無策のように思えるが、町としてのお考えはいかがなものか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。県では果樹放任園発生防止事業として、放任園発生防止等対策指導としての町が実施するリンゴふらん病撲滅一斉点検の開催に係る経費や放任樹処理対策として、所有者の同意を得て行う伐採、あるいは抜根、それにかかわる機械の借り上げに要する経費などに二分の一の補助をしております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

しつこいようですけれども、第八条には、知事が必要と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するとあるが、ことはどうなのか。昭和四十七年の大発生には、国、県、市町村が当時のお金で四億円抛出した実績があります。県にはそのリーダーシップと第八条の助成をどのように考えているかを町として声を上げるべきと思いますが、町の考えを最後にお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。ちょっと経緯から説明しますけれども、昭和四十四年に青森県で初発生が確認されたりんご黒星病についてですけれども、昭和四十七年に津軽地方で大発生した際に、奈良議員がおっしゃっているとおり、県及び関係団体は県りんご黒星病防除緊急対策本部を設置して、対策を講じ、防除暦を緊急改正して、発生を抑える防除体制を敷いた経緯があります。しかし、昭和四十年代の防除体系の大部分は、斑落病対策であり、黒星病の研究や防除法の確立は後回しになっていたようなので、黒星病の研究が進んだ現在とは状況が少し異なるとは思いますが、その後、昭和六十二年に実用化されたDMI剤の普及により、菌密度は低下しまして、その剤を使用した防除体系が平成八年ごろから

実用化されてからは二十年間以上も長い期間、おおむね小発生に抑えられました。平成二十八年、二十九年と連続してこの津軽地方を中心に多発しましたが、その要因として、長年使用されてきたDMI剤に対する耐性菌が確認され、ストロビルリン系殺虫剤のQoI剤に対しても同じく耐性菌が確認されております。

そして、ことしの黒星病の多発の状況が確認されましたので、早急な対策が必要であると考えております。そこで、町としては、他市町村の関係機関とともに、県や国に対し、早期の新規薬剤の開発と登録、効果的な防除体制の確立などについて強く要望しており、今後も早期実現に向けて働きかけを継続していきたいと考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

よろしく申し上げます。

それでは、二の行政運営について再質問をさせていただきます。リンゴふじ発祥の地の藤崎町としてのシンボリックな存在であり、全国唯一のりんご科を有する藤崎校舎をこれまで誇りに思っており、閉校が決まってしまったことは私も町長と同じく痛恨の極みに感じています。説明会のあのときに燃えた気持ちは今も変わりませんが、閉校後の藤崎校舎の跡地を町が活用するためには、いろいろな条件をクリアすることがあるとの町長の答弁がありましたが、現時点での県の意向をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

この件に関しましては、まだ町の役場のほうで担当課が決定していないということですので、私のほうからちょ



つと答弁させていただきます。

今の件に関しましては、青森県の県有財産の交換、譲与、無償貸し付け、これの条例に基づいて交渉していく必要があるかと考えてございます。町では学校の敷地が、町の財産であったということから、それが普通財産になった場合には、譲渡、または減額譲渡というふうな規定を考えておりますけれども、この条例の中に二十年以上経過したものはこの限りではないというふうな項目があります。こういうことから、なかなか町の思い通りにはならないということで、町としては、これからも将来の利用計画をしっかりと持って交渉していく必要があるかと。それをもとに県と協議を続けていく予定でおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

私が思っているほど簡単に進まないというお話かと思えます。

そこで、要望といいますか、もし県が譲与することになった場合には、先ほど町長が答弁の中で、学校機能を生かしながら活用できる方法を模索していることや、藤崎校舎の歴史を後世に伝えていきたいというお話がありました。リンゴ生産を含む町の農業全般の向上に貢献してきた同校の意思を引き継ぐためには、将来町の農業の担い手たちが魅力ある農業の形をつくっていくことが必要だと思っています。ことしは藤崎町の農業や観光におけるこれからの発信の拠点となるふじさき食彩テラスがオープンしました。オープン当初から訪れてくださっている方々がレストランへの料理や農産物直売の品ぞろえを大変喜んでもらっていると聞いています。しかしながら、秋まではそれなりに地元産の農産物を供給できますが、冬の間は相当数の品目を調達することが難しくなると懸念されます。

そこで、食彩テラスと藤崎校舎の跡地を利用した冬の農業を連携させることにより、跡地の有効活用、食彩テラスへの

農産物の安定供給、雇用の確保、冬期間に農業者が収入を得られるなど、若手の農業者を育てる観点からもとても有効だと考えます。また、校舎を活用した野菜の加工施設などもこれからの農業に貢献でき、町の農業の活性化にもつながるものと思っています。

また、生徒がこれまでのスポーツを通じて運動技能、体力アップに励んだことにより、施設は整備が整っておりますので、これらを活用して、これからは町民の健康増進のためにいろいろなスポーツ活動に活用できる施設として将来に存続してほしいと考えています。私からですが、いろいろ提案させていただきましたが、学校は学術、産業、健康など、さまざまな用途に使用されてきたものですから、町長にはこの大切な財産を町のさらなる発展のために有意義に活用するためにも、ぜひ先ほど県のほうけつたたけと言いましたけれども、県に譲与してもらえよう働きかけていただくことを強く要望してこの質問を終わりたいと思います。

それでは、三の防災問題について再質問させていただきます。藤崎地区のハザードマップの浸水域が当町全体にわたるときの雨量の想定数値をお尋ねします。

また、各地区に浸水深さが明示されていますが、この座標としては、代表地点の道路なのか、それとも一般的な宅地、農地なのかをあわせてお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

ハザードマップの作成の条件ということで、国交省から情報を開示していただきました。当初は百年に一度の雨量が降った場合ということで百九十二ミリメートル、それを一度見直しして、一千年に一度の降雨量ということで二百七十九ミリメートルと、この津軽地域に一時間に百ミリが二十四時間降り続くということがこのハザードマップの簡単に言え

ばそういう想定でございます。これをいろいろな公式、数値を掛け合わせて出た結果としてあのような形の浸水域が発生するというふうになってございます。

それから、座標のお話になりましたけれども、一番深いところで十メートル以上、または小さいところでも五十センチあるんだというそれにつきましては、衛星写真から町の角度や標高、そういったものを分析してあらわしているということです。固定のこの場所ということではなくて、流域全体の中の衛星写真から標高を出して流れていくと、上から下へ、その場合には水は下がっているほうに流れていくものですから、標高が関係してこちらのほうに集まるとか、こちらのほうにいかないとかというふうなことはそれぞれの地区の特徴としてあらわれているのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

西日本の被災地では、これは新聞報道なんですけれども、七十二時間の雨水の平均値が大体四百五十ミリ、降水量が報告されています。多いところはもう一千ミリとかあるんですけれども、平均するとこのぐらいなのかなというのが私の感じです。先ほど町長の答弁の中で、堤防が決壊し、最大規模の浸水となった場合、当町ほぼ全域の浸水も想定されるとありました。今回の岡山県倉敷市真備町地区、また平成二十七年九月に発生した今も忘れられないあの鬼怒川の堤防破壊による大規模水害が当町においても発生する可能性があるかと理解してよろしいでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

可能性を言われると、答えようがありません。ゼロ%ではないと思います。ただ、ご存じのとおり、三川の合流地点である藤崎町は、過去いろいろな意味でそれこそ洪水が起きてきました。特に白子地区のいわゆる平川と岩木川の合流地点は国交省の努力もあったんですけれども、小堤防の構築とかもしていただきましたけれども、その小堤防いっ水してリンゴ園に入ってくるというようなお話、ここ数年、日本全体の降雨量とか、ゲリラ豪雨の量を見ると、一日、二日で四百ミリ、五百ミリというのがさらに頻繁に日本各地で起こって、大被害を招いているのも現状であります。

先般、岩木川改修百周年ということで鳴瀬橋から私ちょっとゴムボートに乗って岩木川をちょっと三キロぐらい川下りしました。オールというのですか、あれを漕いで深く刺すと、大体一メートル弱くらいなんですね。思ったより川底が低くてびっくりしました。そしてちょっと深いところに行っても届かないところがあるんですけれども、そこでも二メートルか三メートルぐらいしかないということで、確かに川幅は普段雨量が川の水が行かないところもいろいろ洪水したときには入るというスペースがいっぱいあると思うんですが、今後はもちろん住民に喚起することはもちろんでございます。私どもの町初め、岩木川水系というのは、津軽全域を流れていますので、市町村レベルでの連携をして、国交省に普段やっているんですけれども、樹木伐採、河道掘削というのも今鶴田地区でやっていますし、あるいは中泊のほうでも河道の幅を広げるというような工事も若干やっているところでもございます。そういうことで日々、災害時のときに少なく被害をとどめるような努力は私だけではなくして、近隣市町村とも連携していろいろ県、国交省に働きかけていきたいと思います。願わくばどんなに降ろうが岩木川、平川、浅瀬石川の堤防が決壊しないことを祈るし、決壊しないようなまた調査、点検もしていただいて、強化の工事もしていただくというような願いも今後続けていきたいと、そう思うてございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

この防災意識の啓発に努めると先ほど町長の答弁にありました。ただ、高齢老人世帯などには、戸別訪問などをしなければ行き渡らないように思いますし、危険と思われる、例えばこのハザードマップについてもこの地点は一メートルの浸水ですよとありますけれども、その地盤よりも二メートルぐらい低いと当然三メートルの浸水になるわけです。その個々にやっぱり危険な箇所というのは自分たちの中で判断していくしかないんですけれども、そういう危険と思われるようなところの世帯ですが、個別訪問なんかやってもいいんじゃないかと思うんですけれども、総務課長、いかがに思いますか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

五月にハザードマップを配布しました。まずはやっぱり地域の方がうちのところどうなるんだろうというふうな疑問を持って、ぜひお声がけいただければ、その地域に出向いて、その地域の特性をまた私たちもその地域の特性を学んできて、災害対策、防災対策に活かしていけるのかなというふうに思います。毎戸訪問というふうなことではありませんけれども、地域とそこら辺のところの情報交換をしていくということがこれから必要になるのかなというふうに考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

ぜひよろしく願います。絵に描いた餅で終わらせるのは大変もったいないと思いますし、大変危険ですので、よろ

しく申し上げます。

倉敷市真備地区は、地形的に本当に当町藤崎町と似ている地形です。高梁川と小田川の合流地点に位置する点は当町の岩木川本流、平川支流と相通ずるものがあり、本流の高梁川の増水により、勾配の緩い小田川の堤防が決壊したとの報告がされています。バックウォーター現象、この背水現象というんですけれども、それが起こり堤防が決壊されたと報告されています。それにより合流地点、当町にもあります。合流地点から上流へ約三・四キロの地点と約六・四キロの地点の二カ所で五十メートルから百メートルにわたって二地点で決壊が発生した模様です。そのほかにも全国の川の旧想定に基づいてつくられた築堤された堤防の限界もかなり専門家の間では指摘されているのが現状のようです。

そこで、わかる範囲でよろしいので、この当町平川、特に岩木川の堤防の決壊想定数値などわかりましたお知らせください。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

はい、お答えいたします。当町の地形で、白子地区が真備町の地形と似ておりまして、岩木川と平川が合流していると。先ほど申し上げましたバックウォーター現象、要は大きい川の水量が多いために、小さい川の水位がせき止められて水位が上がって、水が越流するという現象なんですけれども、国交省で私、七月十三日に合同巡視のとき、参加してきました。その際のちょっと資料に書いてありますので発表したいと思います。

まず最初、平川ですけれども、平川の藤崎右岸、今の奈良議員が申し上げている舟場からあそこですね。そこは危険氾濫水位が五メートル二十三、五・二三メートルでございます。もう一カ所、浅瀬石川がありますけれども、浅瀬石川の右岸地区でございますけれども、場所的には藤崎競輪場の見えるあたりでございます。そこが五・四六メートルが危険

水位となっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

この方が一、町として判断して、独自にこの避難指示を出すことも必要と思われまますので、この五所川原頭首工上流付近に危険管理水位計設置の目的と内容をお知らせください。

また、そのほかにいろいろなところに水位計などがあると思うんですけれども、その情報は町長が避難指示を出すときとか、そういう場合に、当町にもダイレクトで届いているものかどうかもお尋ねします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

はい、お答えします。危険管理型水位計の設置目的ということですので、先ほども申したとおり巡視会議でも説明を受けましたので、その説明内容をちょっとご説明いたしますと、重点監視区間が先ほど申しました藤崎地区、平川と浅瀬石川地区ございまして、その重点監視区間に危機管理水位計を設置しますけれども、その水位計は洪水のときだけに観測するという水位計でございます。その水位計で要は近くで監視するということとございまして、重点地域の近くで監視するということとございまして、それを監視して、避難勧告等の発令をする目安にするということと設置しております。平川に関しては通常の水位を観測する場所としては、百田の水位観測所がありますので、通常の水位については百田の推移観測所で観測することになっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

いざ災害時に非常にこの消防団の副団長として、陣頭指揮として、日々努力していただいているのに敬意を表しますけれども、いろいろ総務課にあるスクリーンにも瞬時に岩木川、平川とかの水位が入ってきます。そしてちょうど水かさが増してくればホットラインで国交省の所長から直に私の携帯に入ってきます。ですから、その辺の連携はすごく今から準備していると。これはいざ有事の際に準備しているわけではなく、やっぱりいわゆる首長が避難勧告、避難指示出しますので、その辺の参考にするためには、国交省とももう十分連携とっているということは報告させていただきます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

今、町長のほうから心強いお話しあったんですけども、最後の前の質問なんですけれども、この西日本でも問題になったんですが、避難行動のあり方を少し検証したいと思います。町として、避難勧告、避難指示までこの流れを町として判断していくわけなんですけれども、その中で体制づくりしていくと思うんです。本部長になる方は町長とかいらっしゃいます。そこらあたりちょっと簡潔に説明していただければと思います。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

防災対策の基本でございますけれども、住民の生命を守ることが一番基本だということでの行動だと思います。大雨、まず雨が降り続くなというふうな状態から、もう既に気象庁またはそういう国交省あたりからそういうのが降る



よ、長雨が降るよ、そういったときには、どうしたらいいのかというようなことに対して、まず自主避難というような形をとると思います。ただ、災害にはいろいろな顔がありまして、例えば今の西日本のような場合ですと、真備地区なんかは三十分か一時間で逃げられなくなってしまったと、一次避難とか、二次避難のところではないというようなことから、その災害がその大雨が、その風がどのようなものかということを知り、行動して徐々にその英断をいただくというふうな体制づくりが必要なのかなど。こうなった場合はこうなるとかというふうな悠長なことをやっている場合ではなくて、その災害はどういうものなのかということを知り、町長に決断していただくというふうな心構えで対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

課長、すごい鋭い核心を突いた、本当に有事とか、いろいろな事態に陥ったときはやっぱり決断と実行、これが一番、一番悪いのが何もしないでただいることですので、本当に今、最後の質問というのは、この真備町地区の浸水災害の被害者の多くは、まさか堤防破壊が起こり、ハザードマップのとおり五メートル近い浸水がないと思っている人が多数見受けられ、ハザードマップを生かし切れていないように思われました。ただ、土石流災害の被害者の多くは、気象庁の最大級の警戒メールが出る前に被災しています。それだけ想定外の単時間雨量があったように思われます。皆さんもちょっと想定してみてください。夜夜中、もしかすると停電しているかもしれない。豪雨により恐らく先ほど五十嵐議員おっしゃった防災無線放送も聞こえないと思います。道路は冠水し、情報も何もない中で、一般の人、特に子供たち、高齢者の人たちが指示通り動けると思いませんか。私は無理だと思います。中野目の話なんですけれども、今、町のおかげで、町のほうでやってくれた水路を整備したおかげで、水上がるのがなくなったんですけれども、日中でも大体膝

から上のこの辺までになると、もう道路の端に行けません、怖くて。そのぐらい水で隠れてしまうというのは本当に怖いものです。あれが夜になるともうその二倍も三倍も怖くなるというのが実情だと思います。つまり、そうなる前の早目の行動が一番大切なように思います。ゆえに災害時町長が本部長になると思います。その他幹部の人たちの情報収集、状況判断、大事なのが予測性、決断、これが求められると思います。景色も見えないような何メートルも高い堤防をつくるとか、これは経済的にも非現実的ですし、何とかソフト面の中で人と人とのきずな、現実的な訓練、対応が大切だと思います。ぜひ万が一、その災害時本部長就任予定の町長にその心構えをお聞きし、質問を終わりたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

日々三百六十五日、そういう意識は持って町長の責務を果たしているつもりでございます。もちろん防災担当の総務課長から逐一の報告はありますけれども、皆さんも月額三百十円でしたか、ウェザーニュースという登録していたければ、雨量のミリ単位から風速の強さからもう十日後までわかるような今世の中でございます。ですから、先般の台風にもいち早く起きて、私は雨量が心配なときはもう岩木川の合流地点にいち早く自分の車で自分の目で見に行きます。その後、浪岡川、十川を見に行きます。よって、大被害になる前に職員を招集かけていざ有事に備えるということが一番肝要な責務でございますので、これからもそういう心がけは持っていくますけれども、あとは一人一人の町民がどのくらいこの平穏な藤崎町において、一番心配なされる水害にちょっと意識をちょっとでも向けるかということ。それは我々これからいろいろな意味で町挙げて消防団、あるいは町内会、あるいは老人クラブ等々、全ての機会をもってその防災意識を高めるための努力を続けていきたいと、そう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで三番奈良完治君の一般質問は終了いたしました。

昼食のために休憩いたします。再開時刻は一時といたします。

休 憩 午前十一時五十一分

---

〔再開前に事務局より、十二番横山哲英議員が所用のため午後欠席する旨が報告される〕

再 開 午後 一時

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十三番浅利直志君に一般質問を許します。十三番浅利直志君。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

それでは、一般質問を行います。平成三十年九月定例会において一般質問をいたします、日本共産党の浅利直志です。

台風二十一号の被害、私たちの津軽の地域にとっては軽微だった、軽いほうでほっとしているというのが率直な気持ちではないでしょうか。ところが、九月六日午前三時、北海道胆振地方の地震であります。改めて日本列島は災害列島だということを強く感じましたし、その被害から我々自身が何を学ぶのかということもまた大事なことではないかと思っております。西日本豪雨の災害、台風、そして北海道胆振東部地震で亡くなられた方々、被害に遭われた皆様にご心からお見舞い申し上げます。

さて、総務省、厚労省などの中央省庁が雇用する障害者の雇用者数をいわば水増しし、実際の雇用率を偽装しているということが明らかになりました。森友、加計学園問題における行政文書の改ざん、そしてこれらに続く行政への信頼を

大きく傷つけたものではないでしょうか。ことし四月から法定雇用率は民間企業が二・二％、行政機関二・五％とされておりますが、雇用する障害者数の水増し、そして偽装とも思える事態は現行の障害者雇用制度が始まった一九七六年から四十二年間続いてきたものではないかとも言われております。厚生労働省は、全省庁、そして全国の都道府県と市町村の実態調査も示しているところではありますが、障害者のみならず多くの国民から許しがたいことではないかと批判の声が上がっているものであります。そもそも二〇一四年、厚労省所管・管轄の独立行政法人労働者健康福祉機構で水増し偽装が発覚したとき、当時の塩崎厚労相が本当に許しがたい行為だとして、再発防止を四年前に決意を表明していたものであります。この時点で同様の事態がないのか、このようなことがないのかという実態調査をやれば、今回の問題は少なくとももっと早く明らかになったのではないのでしょうか。この問題が行政への信頼を損なう汚点を生み出したものでもあり、これを契機に障害者雇用の推進を日本の民間企業や社会でしっかりと位置づけていくことが求められているのではないのでしょうか。

それでは、一般質問通告に沿いまして、町長初め各担当課長に質問いたします。

初めに、りんご産地を守り、生産者が希望を持てるりんご産地を守る取り組みについてお聞きしたいと思います。

まず、りんご園地黒星病まん延防止のさらなる取り組みについて改めて質問いたします。

平成三十年六月末ころまでのりんご黒星病発病園の割合など、町のリンゴ園発生調査とその調査結果はどのような内容になっているのか、概略、改めて報告をお願いしたいと思います。

次に、放任園、粗放園の現状と今後粗放園の解消に向けた町としての支援策や取り組みについて質問いたします。りんご生産者を元気づけ、また、薬剤費の増加や労力増加などに直面しながら、りんご産地を守る取り組みを生産者は懸命に行っているところではありますが、薬剤費の一部助成など、支援策を実施することが必要であると思われませんが、町としてどのように今後取り組んでいくのか改めてお聞きするものであります。

次に、農業後継者育成事業の藤崎町における現状と取り組みについてお聞きいたします。

また、新たな取り組みが求められている農業で働く人材確保の事業、労働力確保事業の藤崎町での取り組みの現状について質問をいたします。

次に、行政運営について質問いたします。

藤崎町役場における過去三年間の障害者雇用の基準と現状、障害者雇用数の確認は障害者手帳などで確認しているのか、その現状について改めてお聞きいたします。障害者雇用数の確認方法について、また関連して、障害者雇用率の現状と今後の障害者雇用促進の取り組みについて質問いたします。

次に、行政運営についての次の問題で、過去三年間町行政における事務処理ミスの内容と件数、その少なくともこの数年間で最近初歩的なミスが、事務処理ミスが目立っているのではないかと感じておりますけれども、初歩的事務処理ミス防止に向けたどんな取り組みをしているのか、改めて質問するところであります。

次に、生活保護にかかわることについて質問いたします。

日本国民の一人一人である町民誰もが安心して生活していける社会が一步一步と近づいていくのが我々の喜びでもありますし、町民、行政に携わる人全ての願いでもあると思います。しかし、現実には安倍政権下ではむしろ貧困と格差が広がっていると感じるのは私だけでしょうか。さまざまなデータが示されているところでありますが、生活保護については、青森県庁ウェブサイトの生活保護の説明前文では以下のような内容になっております。青森県庁ウェブサイト生活保護の説明についてであります。「人は誰でも病気や障害などで働けなくなったり、失業などで生活に困る場合があります。そのようなときに、国が最低限度の生活を保障し、自分の力で生活していけるようになるまで援助する制度が生活保護であります」と前文で記載されています。そして、憲法二十五条に基づいてこれは保護されている保障されている制度だということもうたっているわけであります。そして、本人や親戚縁者などの生活保護相談に町担当課がこれ

までどのように対応してきたのかということについてお聞きする中で、最終的には誤りがあるというわけではないが、口頭においてのみ、口頭で相談者に対応しているというのはこの間ずっと続けられてきたというふうに聞いております。最終的には中南福祉事務所が認定している流れで実施や認定がされてきているものですが、町担当課職員の相談業務はこれまで相談、申請業務はほとんど全て口頭説明であったと聞いておるところであります。

私は生活保護申請の希望者や相談者に生活保護のしおりなど、文書を備えつけ、活用することを明確に位置づけるべきではないかと思っておりますけれども、この行政対応について、改めて質問するものであります。

以上、壇上からの九月定例会に当たり一般質問といたします。町長及び理事者におかれましては、簡潔明瞭な答弁を求めて一般質問とするものであります。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。初めに、りんご産地を守る取り組みについてのイのりんご園地黒星病防除の取り組みについての発生状況調査の結果についてお答えいたします。六月十二日、町内主要りんご生産地区九地区において町農政課職員による黒星病発生状況調査を実施いたしました。その結果、平均発生率は二〇%から三〇%となっており、黒星病の菌密度の高まりがりんご園地全域にまん延したものと考えられます。

次に、放任園、粗放園の現状と今後の対応についてと、農業後継者育成事業の取り組みについてと農業で働く人材確保事業の取り組みについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、放任園に関しましては、当町においてはございませんが、園主が高齢のため、作業がはかどらない、人手を確保

できないため作業が進まない、後継者がいないなどの理由で管理が行き届いていない粗放園が散見されています。町ではこのような園地の発見、または情報が入り次第、現地を確認し、園主と連絡をとりながら適正な管理をお願いしているところでもあります。

また、農業の後継者を育成するため、新規就農者に対し、農業次世代人材投資事業による交付金の支給や営農定着に向けた指導講習会を行っているほか、青森県りんご協会によるりんご産業基幹青年養成事業への参加を推進し、りんご生産の技術と教養を高めるための取り組みを行っています。また、労働力の問題につきましては、七月に藤崎町農作業従事者無料職業紹介所を設置しており、従前のシニアファーマー養成事業とも連動させながら、農作業従事者を養成し、雇用、労働力の確保に努める努力をしております。

次に、町としての薬剤費一部助成などの支援策についてであります。先ほど奈良議員の質問でもありましたが、今回のように黒星病の被害が津軽全域にまん延し、りんご産業に大きな被害をもたらすような場合においては、広域的な取り組みが必要であると考えておりますので、薬剤費の一部助成などにつきましても、来春に向けた特別散布等に対して、周辺市町村と情報を共有しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、行政運営についてのこの町役場における過去三年間の障がい者雇用の基準と障がい雇用者数の確認方法についての障がい者雇用率の現状と今後の対応についてお答えいたします。障害者雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、地方公共団体においても一定数の障害者を雇用することが義務づけられております。当町におきましても障害者手帳など、公的機関が交付する証明書により、障害の区分を確認しながら、平成二十七年度は二名、平成二十八年度は三名、平成二十九年度は二名の障害者の方を雇用しております。今年度は法改正による法定雇用率が二・五％となることから、早期に人材を確保するため、平成三十年一月に弘前職業安定所に求人情報を出し、雇用の確保に努めておりますが、仕事の内容が合わないなどの理由により雇用までには至っておらず、現在は二名で法定雇用者

数に一名足りない状況であります。町といたしましては、法の趣旨を尊重し、障害者の雇用拡大を促進するために、仕事の内容について見直しを図りつつ、今後も弘前職業安定所などへの求人情報を行い、雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロの過去三年間の町行政の事務処理ミスの内容と件数についての初歩的事務処理ミス防止の取り組みについてありますが、まず、過去三年間の事務処理ミスにつきましては、平成二十七年度が二件、平成二十八年度が一件、平成二十九年度はゼロ件となっており、今年度は四件の事務処理ミスが発生しております。内容につきましては、関係法令を誤って解釈したことによる税の賦課誤り、電算システムへの入力誤りによる通知書の日付の誤り、生活保護受給者台帳の管理ミスなどであります。本件に関しましては、多くの住民の方にご迷惑をおかけしてしまいましたことをこの場をかりて改めておわび申し上げます。

今年度は事務処理ミスが重なったことから、副町長を中心として早急に各課長とのヒアリングを行い、ミスの起きやすい作業の洗い出しや、その解決策について確認を行い、再発防止に向けて取り組んでいるところであります。今後はより一層の緊張感を持ち、全職員一丸となって信頼回復に努めてまいります。

次に、ハの生活保護申請希望者に「生活保護のしおり」など文書を活用することについてありますが、現在、生活保護に関する相談や申請手続をお受けする際、しおりなどの文書は活用しておりません。生活保護に関する申請につきましては、今後とも保護実施機関である県を初め、近隣市町村の状況などを確認しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁が終わりました。



これより十三番浅利直志君に再質問を許します。十三番浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

初めに、黒星病まん延防止、防除体制の確立に向けて、行政として最善を尽くすべきではないかと、さらに最善を尽くすべきではないかという視点から質問をいたしました。それで、奈良議員も県の条例までさかのぼって質問をしておりましたので、その点はダブりますので、省略させていただきますけれども。省略といいますか、町長、近隣町村と足並みをそろえてというふうなことを盛んに協調しておるのですけれども、これはオール津軽というか、オール青森県として市町村長を含めて、薬剤開発、そして登録、そういう面では足並みそろえてというようなことで、やっていらっしゃるし、その点は評価しておるのですけれども、足並みそろえてそろえてと言っているうちに足並みがそろわない状態になっているのではないかと町長は認識しているのではないかなと思っているんですが。というのはいわゆる田舎館さん、それから青森市でも薬剤費じゃないけれども、被害果実の片づけ費用だとかの支援だとか、五所川原、そういうところでやれることからやっていこうというそういう状態がもうはっきりしてきたわけであります。

それで、町長に来春にはいわゆる特別防除というか、黒星病に対する助成といいますか、そういうのは考えているというような答弁だったんですけれども、来春には予算化してやるんですか。それとももっと早くそれを黒星病対策の予算を予算化、臨時議会でも開いてやるつもりなんですか。その辺はどうですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

ただいまの質問にお答えいたします。足並みをそろえてやるのは国、県等にやっぱりこれからの黒星病対策のための薬剤研究とか何とかはもう実施してきたところでもございます。ただ、おのおのの市町村で、これは考え方が微妙に違う

と思います。いち早く手を挙げて補助交付を決定したのは、私は西目屋だと思っています。そして、田舎館、そして近隣市町村でもやっているところもちょっとありましたけれども、ちなみに面積多い、例えば弘前市とか、平川市とか、黒石市とか、これは藤崎もひっくるめて、なかなか一歩踏み出せないでいるというところ、それには薬剤単価が相当高騰して、今回のことはいわゆる自然災害でないという考え方も各市町村であろうかと、そう思うでございます。しかしながら、年間十回散布するところがもう去年、おととしのあたりから特散して、去年あたりでも十二、三回かけて、ことしは恐らく九月の中旬のすす対策をひっくるめると多い人で十四回から十五回かかるだろうということで、年間の薬剤費だけでも私は一・四倍程度になるのかなと、そう思うでございます。懸命な自助努力はリンゴ農家の方はしているのも重々承知でございます。ただ、そのことに対して公費を投入するとなれば、その都度その都度この稲作であれ、米であれ、あるいはニンニクであれ、さまざまな野菜等も出たときに行政が助成を交付するということでは、なかなかその全ての町民から集めた税金、あるいは地方交付税ともども収入はありますけれども、自然災害にやっぱり特化した形の私は助成であるべきだとそう思うでございます。

ただ、先ほども奈良議員のお話しにもありましたけれども、平成二十五年度のいわゆる台風十八号の際は、私が近隣市町村に声をかけて、足並みをそろえて半額助成の農薬助成をしたこともあります。それはあくまでも自然災害であったということ。そして、被害が限定されて、河川に近かったということ。今回は全ての津軽全体のリンゴの栽培の方がこの黒星病の被害を受けているということで、なかなか行政でも一歩踏み出せないでいるところがあると、そう思うでございます。ただ、ことしの秋、収穫を終え、そして来年の防除暦再検討になるときに、やっぱりどなたかが切り出して、明るい来年度の一歩を踏み出すために特別散布の例えば三分の一助成とか、半額助成とか、それは、私は呼びかけていきたいと、近隣市町村に。その辺をこれから検討していきたいということでもあります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町長の気持ちもわからないわけじゃないですけれども、奈良議員の質問のときに、もう一つ自然災害でないから、これをやり始めると財政が大変なんだと。言葉としてはたしか財政が大変だという、財政に物すごい影響があるというような言い方をしておったんですけれども、これは何もずっと永久に続けるというか、まん延を防止するために二年だら二年、三年だら三年という年限限定で十分解消できるものではないかなと。そしてそれ薬剤散布というようなことで足並みをそろえることができないのであれば、財政的な問題も含めて、黒星病に発病している葉っぱだとか、実だとか、そういう助成を始めていることもありますよね。それから、弘前市などではいわゆる放任園というか、放任園までいかない粗放園といいますか、それを黒星病まん延を防止するために、助成するという、そういうやり方も予算化されているわけでしょう。ですから、薬剤費というのがそれはメインでありますけれども、実際我々が巡回視察に行ったときも、二、三の農家からははっきりとそういう「薬剤費の助成に取り組んでくださいよ」というふうに言われました、生産者から。ですけれども、薬剤費の助成、それから放任園といいますか、放任園はないと言っているから、粗放園というか、粗放園をなくするための取り組み、それに対する助成だとか、そういうさまざまな角度で生産者に少しでも産地維持していく上での助成、呼び水を与えて、何ら問題ないんじゃないかなというふうに思っておるんですけれども、その辺の財政が大変で、だからやれないんだというようなことと、それからさまざまな助成の内容について、もう一度検討して、早期に結論を出すべきではないかと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

私は今年度に限って、いわゆる黒星病に限ってのその助成は今のところ検討していないという話をさせていただきました。例えば、放任園とか、そういうのは県の条例もありますけれども、我が町単独で例えばどなたも手をかけていないと。私はそういう畑ないと言いましたけれども、若干それに近いものはあると思うんですよ。所有者もここにいないというのであれば、やっぱりこの町の条例でもつくって抜根から焼却というような予算もこれは予算化するべきだろうと、それは思っています。その辺もひっくるめていわゆる病害虫の巣になっているような樹園地は公費投入してでも除去するというような考え方はもちろん持っています。ただ、今すぐやるからというような返答はできませんので、農政課、担当課でいろいろな意味で研究、努力していただいて、その対策を講ずるべく指導もしていきたいと、そう思っています。

ただ、何回も言うようですけれども、今年度の黒星病対策についての今現状での農薬助成は考えていないということでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もう一つ言っていましたですね、財政の問題。メモ見つかりました。「町の財政を蝕んでしまうことになるので、ちょっと考えているんです」というようなことを言っていますんですけれども、奈良議員に対して。蝕んでしまう……。青森で主には浪岡地域について黒星病をなくするための支援策という二百八十万円ほど。同じような規模ですので三百万円ほどで薬剤費助成を入れないとすると済む問題でもあるんだろうと思いますけれども、それを二年なら二年、三年なら三年という期限を切ってやることは十分可能だと思うんですけれども、蝕んでしまうことにつながるというのはちょっと余りにも言い過ぎじゃないかなと思っておるんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

奈良完治議員の言葉尻をつかんで、この蝕むということは言い方が悪かったかもしれません。ただ、奈良議員は、黒星病の総額の薬剤助成の話をしているのに私、答えただけでして、いわゆる全て全てそういうときに公費を出すのは大変だろうということである意味でそういうことでその言葉を使わせていただきました。ただ、言い方は適切ではなかったとそう思っています。一万五千人もいれば、すなわち固定資産税から国保税から、いわゆる町税から町県民税から全て法にのっとり税を納めている。ただ、そういうときに、リンゴの病害虫がまん延したからそこに多大なる公費はなかなか難しいだろうと。ただ、いろいろな市町村でやっているのは、一千万円弱足らずの助成でやっているわけですよ。そのぐらいは、町は私はできると思います。ただ、今回は、一反歩当たり相当な付加がかかっておりますので、それに対して公費助成は考えていないという意味であります。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

薬剤助成を生産者も要望も何人かはしておりましたので、そのことも含めて、できる限り懸命に生産者は努力しておるわけですので、産地ブランドを守るという意味からもぜひ前向きに具体化していただきたいということを要望しておきたいと思います。

リンゴの産地を守る取り組みの中で、農業で働く人の人材確保事業、これも取り組んでいるというような、取り組み始めているんだというようなことをごさいましたんですけれども、もうちょっとその辺、後継者の育成問題とともに詳しく

く担当課長のほうから説明していただけたらなと思いますんですけども、どうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。新規就農者、いわゆる新規に農業につく人ですね。それらの対象者に農業次世代人材育成事業というものがあまして、最長で五年間、一年で百五十万円という事業があります。それを交付金として支給することや、営農定着に向けた例えば認定農業者の協議会主催の加入保険制度とかの指導講習会、あとそのほか個別指導ということもやっております。りんご協会の主催で毎年やっているんですけども、基幹青年の養成事業、これは二年間の事業で、ちなみに去年は五人、ことしが四人参加されます。そのような取り組みを実施して育成しているところです。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

さまざまな面で後継者の問題は農業にとっても、あるいは中小企業の経営にとっても大変な時代でありますので、積極的に制度を生かし、なおかつ定着するように十分今後とも取り組んでいってほしいということを要望しておきたいと思えます。

次に、町の行政の運営に関することでもあります。障害者雇用の問題、基本的な答弁を聞きますと、今、中央省庁で問題になっているようないわゆる障害者手帳などを確認しないで病気だからこれも入れておこうとか、そういうようなことはやられていないんだと、藤崎町ではと。なんですけれども、町長にお聞きいたします。連日報道でも障害者雇用の問

題、早い話が六千人と言っているけれども半分ぐらいしかそれなかったよと。調べてみたらという厚労省の調査結果も出ているわけですね。非常に何というか、雇用者の仕事を逆に言えば奪ってきたというようなことでもありますし、こういう中央省庁の実態、よく町長は国、県の動向を見ながら今後対応をしていきたいと思えますというのを一つの答弁、お答えの内容にしたりしているんですけども、この国の状況、中央官庁のこの雇用問題、障害者雇用の問題についてどういうふうなお気持ちをお持ちなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今、障害者についての質問ありましたけれども、ここ数年例えば加計学園とか、森友とか、非常にいわゆる国にかかわる事例の失態がいろいろなマスメディアに出ました。これは本当に遺憾なことでもありまして、もっともっと中央官庁あたり二重、三重、四重のチェックをして、その目配り、気配りしながら、国民に信用されるような事務体制を整えていただきたいと、そう思っております。

今回の障害者の件も、なぜこの数字のデータを誤ってずっとこうやってきたのか。これは省庁の怠慢しかあり得ません。ですから、十分反省して、今後の社会にもっともっと障害者、誰も好き好んで障害者で生まれてくるわけではないんですよ。ですから、少しでも職業訓練等を使って社会に出していただいて、社会の一員となっていただくように、そのパーセンテージもやっぱり上げるべく国、都道府県、あるいは市町村連携してやっていくべきだと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一つ、一名ほどは足りないから職安にもう募集をしているんだということですがけれども、仕事の内容だとか、全国の進んでいる事例から学んで、どういう仕事をしていただくのかということをご研究、検討していただいて、少なくともその一名分については、早急に雇用率を達成するという方向でやっていただきたいと思います。

次に、過去三年間の町行政の事務処理ミスのことについてお聞きいたします。町長も総括答弁の中でおわびいたしますというようなことであつたんですけれども、基本的に再質問も書いているようなものだけれども、いわゆる最小限の初歩的事務処理ミスというか、それをやめてというか、みんな間違えれば仕事をする上でミスはつきものです。私が言うのもなんですけれども、つきものだけれども、それを生み出さないようなチェック体制というのと、もう一つは初歩的な例えばいわゆる一番近いのでは、生活保護受給者が生活保護は福祉事務所で管轄し、これはやめたから課税ができるわけですが、そういうのが送られてきているにもかかわらず、町の台帳が整備されていなかったというような事例もありますよね。あるいはまた、高額療養費を支払います、還付いたします、というようなこの何月何日まで、六月二十八日と記載すべきのを六月十八日、日付を単純に間違っているんですよ。ですから、こういう最小限間違っちゃならないことを担当者もチェックする。そういうふうなことがまず一番初めに必要ですが、日付を間違つて迷惑かけて、皆さん五十人も電話さねばまいねというようなことは、あつちやならないと思うわけでありまして。ですから、その辺を防止するためにどんな取り組みをしているのかということについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいまの事務処理ミスに関する質問でございますけれども、浅利議員おっしゃるとおり、チェックを複数で行うとい



うことが基本的なところだというふうに思っております。ただ、今回事務処理についてのヒアリングを全課について二回にわたって行ってございます。1回目のヒアリングというのは、複数のチェックがなされているのかいないのか。なされていないとすれば、それをどういう形で複数のチェックにしていくのかということをお各担当課長に整理をしていただいで、私と事務処理についてのヒアリングを行ったわけでありまして、それが一点目でございます。

二回目に行ったのは、それこそ各役職があるわけでございます。例えば係長、あるいは課長補佐、あるいは課長というふうな役職があるわけですけれども、その役職がしっかりとその役目を果たしているのかどうかというところを二回目のヒアリングでチェックをさせていただきました。そういったことを二回にわたって行ったわけですけれども、その後、事務処理ミスについては出てきていないところを見ると、各課である程度は浸透したのかなというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今は副町長がいわゆる事務処理ミス防止委員会というか、プロジェクトというか、その座長というか、そういう仕事をなさっているんですか。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

町長の答弁の中に、今年度は事務処理ミスが重なったことから、副町長を中心として早急に各課長とのヒアリングを行いましたというふうな答弁をしてございます。その中で私が中心となってヒアリングを行ったものでございます。以上

でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、特別事務処理ミス防止プロジェクトだとか、そういう意味じゃなくて、通常の副町長の職務として町長の命を受けてやっているというようなことだと理解したんですけれども、私の質問は、例えば国保の高額療養費支給期日を間違っただと。これは入力ミスだったんだと思いますんですけれども、五十人に誤記載の通知をしたんだというふうにしておるんです。それ五十人に全部電話でおわびしたというふうな説明を受けたんですけれども、その後、そういうふうにもう実際電話で連絡しておわびしたんですか。そして文書を発送したんですか。その辺はどうですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

高額療養費の担当の住民課からご答弁いたします。その高額療養費の支給は毎月ありまして、毎月二十八日というふうにして決めております。そしていわゆる高額療養費のシステムで作成して、高額療養費のシステムの初期設定上は自動的に支給日が作成した日付が入ることになっています。その今回の通知書は六月十八日に作成して、その作成日がそのまま新たに二十八日と入力するのを忘れまして、そのまま通知が発送されまして、二十二日の午前十一時半ごろ住民の方から電話が一件ありまして、そこで誤りが判明しました。それで、六時ぐらいいまでに五十人のうち全てに電話をしたんですが、四十八人には連絡が付きまして、残り二件連絡が付きませんでしたので、午後六時ごろ私と補佐とそれから係長ともう一人主査が二班に分かれまして、おのおのにすぐ足を運んだんですが、1件の方はちょっと耳が遠かったという

こともあったみたいで、いたんですけれども電話が聞こえなかったということで、そちらで直接おわびして、文書もそこでその場でお渡ししてきました。一件の方については、不在でしたので、そのまま文書を投函、ポストに入れてきました。そして、その翌の明けた月曜日に新たに四十八人の方にまた改めて文書を送付したというところであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

詳しい説明ありがとうございます。いずれにしても、仕事、業務以外で、業務に関係するんだけれども、大変な労力をとられるという時間的にもとられるということです、ひとつ副町長が中心になって、この初歩的ミスが起きないようにダブルチェックを働かせるんだという基本的な姿勢で取り組んでほしいと。現在においては、我々若いときと違って、全てパソコン上に結果を残すことによって仕事が完結するというような状態になっているわけですから、そこどころがいずれにしても日付などは上司も含めて決裁している問題でもあるわけですから、ぜひ初歩的なミスで五十人も謝らなければならないとか、そういうようなことが起こらないように、上司、担当課も含めてやってほしいなというふうに思います。

そのほか事務処理ミスというよりも、現在はパソコン上で仕事を完結し、発信するというのもうメインとして毎日のようにやっていらっしゃるわけなんですけれども、このPCにソフトを打ち込んだり、あるいは委託会社の入力ミスだとか、そういうのも懸念されるわけなんですけれども、そういう点ではこの三年間という間においてはなかったんですか、あったんですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

委託業者にお願いをして、そのいわゆる入力内容に誤りがあったものがあったのかというお話でございますが、少なくとも私が記憶している限りにおいてはなかったというふうに考えております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

それも担当課だけがチェックするのかわですね、その辺も含めてないのは幸いでありますけれども、複数チェックするような体制をぜひつくってほしいというふうに思います。

もう一つ、これは通告にはないんですけれども、関連して質問させていただきます。新聞報道では今別町で何だか職員がお金を横領したというふうなことがあります。この例えば町の行政をやっている関連団体のいわゆる通帳といえますか、そういうのを「まあ、やってけじゃ」と、旧常盤村の時代にはそういうのもあったりしているんですけれども、通帳管理に各課で担当しているものがあるとか、預かっているんだと、職員がというようなことはないと思うんですけれども、その辺の役場以外の業務というか、関連団体といえますか、業務をやる団体の通帳を管理しているとかという、そういう問題はないですか。副町長。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいま外郭団体と申しますか、関連団体の通帳のお話でございますが、これはしっかりと調べたわけではないので、

私の知っている範囲内で申し上げたいと思いますが、通帳を管理しているいわゆるものはあるかと思いますが。ただ、通帳と印鑑は別管理にしておりますので、通帳を持っている人間が印鑑を持っているというふうな状況でないことは確かでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

事前通告はしていなかったんですけれども、そういう問題が起きれば一番町としても恥ずかしいことにもなるし、不名誉なことでもあるんで、ぜひその辺の実態を総務課及び監査委員の人もぜひその点から通帳管理、現金管理といいますか、その辺をやっていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

最後に、生活保護のしおりなどの文書を活用することについてというようなことでございます。私も「生活保護のどういときに生活保護をできるんだと。財産あれば無理なのか」とかというふうに聞かれたりすることもございます。担当課と一緒にいったこともございます。私が言いたいのは、先ほど質問通告では生活保護のしおりなどのようなものの文書をきちんと使って説明をすべきじゃないかというふうなことなんですけれども、実際、私は驚いたんですけれども、今まで長い間、相談に来た人に聞かれたことについては的確に答えてはいたんだというようなことは信用しているんですけれども、文書やそういうものを手渡ししたこともないし、求められたこともないとか、そういうようなことだと思うんですけれども、文書や生活保護のしおりなど、弘前の福祉事務所だとか、やっているところは当然やっているんですけれども、この点について改善の余地大いにありというふうに思うんですけれども、担当課長はどういうふうに受けとめていらっしゃるでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。お話のございましたとおり、生活保護の相談、あるいは申請をお受けする際に、しおりなどの資料という、いわゆる文書というものは活用してございません。いつからかというところまでは正確に把握することは、確認することはできませんが、私の知り得る限りでは何十年も前から恐らくそういうものは使っていないというふうに認識してございます。相談というのは確かに生活保護に限らずさまざまな相談がございまして。その相談の中で生活保護に至る場合、例えば今手元にございますけれども、生活保護手帳ですとか、あるいは社会保障の手引きというふうなものもお見せしながら説明し、必要に応じてコピーを差し上げる。あるいは医療費の相談に来たということであれば、国保のパンフレット、あるいは介護保険のご相談であれば、介護保険のパンフレットや拡大した冊子などをご提示、あるいは写しを差し上げながらということはしてございます。ただ、今お話しのございました保護のしおりという、今手元にあるこれは弘前市で備えつけてあるものを取り寄せましたが、このような形では現在してございませんでした。ご指摘のとおり、生活困窮等で相談にお見えになる方に、生活保護とはどういうものなのか、どういうふうな制限があるとか、手続はどうなるというふうなものをわかりやすく、かみ砕いた形でお示し、お渡しできるようなものはあってしかるべきだったのかなというふうにも感じてございます。その辺につきまして、今後検討して配付するような形で考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

同じ津軽地域で弘前、それから藤崎、あるいは田舎館、板柳とかあるんですけれども、そこにおいてかなりの取り扱い

や説明に当たっての違いというのは、かなりはないんだと思うんです。かなりはないので、みんな職員がそれなりに答えているんだと思います。でも、生活保護を受けた人が憲法二十五条の権利であると同時に、生活保護を受ければこんな義務も負いますよと、収入があったらちゃんと申請してくださいよとか、義務ですね。そういうのも含めて青森県庁の福祉事務所のホームページに一番簡潔に書いているわけであり、二ページぐらいで書いているんですよ。そういうのを文書をきちんと使って、こういうことですから、ぜひ読んで検討してくださいとか、そういう対応をする、検討するということですので、二十年も三十年もこういう状態であったということが私にとっては驚きなんですけれども、いずれにしても、生活保護バッシングというか、たたきというか、そういうのも横行しているけれども、少なくとも憲法で保障されている制度でもあるので、それから起き上がるようにできるようにするシステムそのものも考えなければならぬことでもありますけれども、説明は文書も含めてきちんとすべきだということを強く要請して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

これで十三番浅利直志君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後一時五十八分